

議案第18号

杉並区教育財産管理規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和7年2月21日

提出者 杉並区教育委員会
教育長 渋谷 正 宏

(提案理由)

教育委員会事務局の組織機構改正に伴い、規定を整備する必要がある。

杉並区教育財産管理規則の一部を改正する規則

杉並区教育財産管理規則（昭和58年杉並区教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「、教育委員会事務局教育政策担当部長」を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

杉並区教育財産管理規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
<p>(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 事務局次長等 教育委員会事務局次長_____、学校整備・支援担当部長及び教育委員会事務局生涯学習担当部長をいう。</p> <p>(3)～(13) 略</p>	<p>(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 事務局次長等 教育委員会事務局次長、教育委員会事務局教育政策担当部長、学校整備・支援担当部長及び教育委員会事務局生涯学習担当部長をいう。</p> <p>(3)～(13) 略</p>